

物品の取得について

新庁舎統合ネットワーク構築事業に係る機器として、別記のとおり物品を取得する。よって、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年伊丹市条例第 12 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 17 日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

記

1 物品

5 品目 3 7 1 点

品目及び数量の内訳 別紙のとおり

2 契約の方法

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の
2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約

3 契約金額

金 1 2 6 , 5 4 7 , 0 8 0 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1 1 , 5 0 4 ,
2 8 0 円）

4 契約の相手方

住 所 大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 3 1 号

名 称 アイテック阪急阪神株式会社

代表者 代表取締役 清水 正明

別紙

番号	品目	数量
1	L A N スイッチ	1 6 8
2	無線 L A N アクセスポイント	1 5 0
3	無停電電源装置	3 2
4	ファイアウォール等	1 2
5	システム管理サーバー等	9
	合計数量	3 7 1